

1 策定の趣旨

近年の社会情勢の著しい変化や地方行財政を取り巻く厳しい環境の下、将来的に下水道事業を維持していくため、経営基盤強化推進の基本となる指針として策定。

概ね 10 年間の下水道事業を展望し、3～5 年ごとに見直しを行う。

2 策定状況

- ・平成 28 年 12 月策定（H28 年度～H37 年度の経営指針）
- ・令和 2 年 6 月 策定（R2 年度～R11 年度の経営指針）※H28 経営戦略の見直し

3 下水道事業の概要

	供用開始	地区	使用料（税抜）
公共下水道事業	平成 5 年度	三原・本郷地区	2,500 円/20 m ³
特定環境保全 公共下水道	平成 8 年度	本郷町船木地区外	2,500 円/20 m ³
		大和地区	2,500 円/1 人世帯（人頭制）
漁業集落排水事業	平成 15 年度	三原地区	2,500 円/20 m ³
農業集落排水事業	昭和 60 年度	大和地区	2,500 円/1 人世帯（人頭制）
小型浄化槽事業 （市町設置型）	平成 14 年度	大和地区	2,500 円/1 人世帯（人頭制）

※使用料収入の約 9 割は公共下水道事業によるもの。

公共下水道事業を除く 4 つの事業は事業規模が小さく単独事業として採算を維持するのは困難であり、公共下水道事業をメイン事業として採算性を図っていくことが必要。

【県内平均及び近隣 6 市平均との比較による現状分析（H30 経営比較分析表より）】

① 普及率（三原市 44.8%）※注 1

近隣 6 市平均(38.2%)よりも上回っているが、県内平均(74.6%)と比べると劣っている。

② 使用料（三原市 2,700 円）

近隣 6 市平均(2,684 円)よりもわずかに高いが、県内平均(2,984 円)と比べると低い。

③ 施設利用率（三原市 60.0%）※注 2

近隣 6 市平均(61.3%)及び県内平均(61.6%)と比べて劣っている。

以上により、今後は処理区域を拡大し、普及率・施設利用率を改善していくことが必要。

下水道事業には、雨水処理に係る管理費は一般会計繰入金（公費_※注 3）で賄い、汚水処理に係る管理費は使用料（私費）で賄うべきとする「雨水公費・汚水私費の原則」という考え方がある。

しかし、実際には汚水事業を使用料（私費）だけで賄うことができず、汚水処理に対する経費に対しても一般会計繰入金（公費）が充てられている。

事業総収益に対する使用料収入の割合は約 35%に過ぎず、収益の多くを一般会計繰入金（公費）により賄っている状態なので、使用料体系の見直しを検討することも必要。

4 将来の事業環境

(1) 処理区域内の人口予測

- ・三原市の人口は今後 10 年間 (R2～R11) で約 7%減少の見通し (「三原市人口ビジョン」※注 4)
- ・今後 10 年間は処理区域を拡大するので、急激な減少は想定してない。

(2) 有収水量 (※注 5) の予測

- ・一般家庭向けについては、上記 (1) により、今後 10 年間は堅調に推移すると想定。
- ・事業向けについては、令和 2 年度以降に大規模事業所の供用開始が計画されており、有収水量は増加する見込み。

(3) 収入の見通し

- ・上記 (2) により、使用料収入は堅調に推移する見込み。
- ・令和 5 年度以降、下水道事業供用開始 30 年を超えるのに伴い、総務省の繰出基準通知に基づいて一般会計繰入金が増加する。

【参考】減額の対象となる繰入金の令和 2 年度予算額：508,882 千円

(4) 施設の見通し

【汚水処理事業】

- ・供用開始後 30 年未満であり、未普及解消のため今後 10 年間は整備区域を広げる。
- ・管渠 (下水管) の耐用年数は 50 年であり、当面は大規模な更新の予定はない。

【雨水対策事業】

- ・施設の更新時期を迎えているため、長寿命化の検討が必要。

【漁業集落排水事業・農業集落排水事業】

- ・計画区域の整備は完了。
- ・定期的に施設の機能診断を実施し、計画的な修繕・更新を行う。

【小型浄化槽事業 (市町設置型)】

- ・年 10 基ずつ整備する。

(5) 組織の見通し

- ・令和 2 年度の下水道事業に係る職員数 17 名 (他部署への事務委任 2 名を含む)
- ・現在の 17 人体制を維持していく予定。

5 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資計画（事業費）について

- ・R3～R4は年間事業費約16億円、R5～R11は年間事業費約14億円を見込んでいる。

【汚水施設】

汚水事業は平成30年3月策定の「三原市汚水処理施設整備計画」に基づき、令和18年までに汚水処理人口普及率90.9%を目標に処理区域拡大し、普及率向上を図る。

【雨水施設】

雨水事業は老朽化した施設の更新費用も含め、10年間で約70億円の事業費を見込んでおり、都市機能を維持するための浸水対策及び長寿命化対策を図る。

（2）財源について

- ・一般会計繰入金は、上記4（3）のとおり、令和5年度以降約5億円/年の減少となる見込み。
- ・一般会計繰入金の減少を補うため、企業債（借入金）が増加する見込み。
- ・使用料収入は上記4（2）のとおり堅調に推移する見込み。
しかし、現行の料金体系では令和5年度以降の一般会計繰入金の減少を補うことはできず単年度収支が赤字となり、令和8年度からは累積欠損金（※注6）が生じる。
- ・令和2年6月経営戦略は、国が推奨する月額使用料単価（3,000円/20m³）による仮試算。

【参考】三原市の下水道使用料単価（2,500円/20m³）は供用開始以降、現在まで変更なし。

（3）投資以外の経費について

- ・人件費は、計画職員数に単価を乗じて算出。
- ・その他委託料、修繕費等の経費は過去の実績を参考として計上。
- ・減価償却費（※注7）は、地方公営企業法に基づいて計上。

【参考】用語集

注1	普及率	総人口に対する公共下水道処理区域内人口の割合
注2	施設利用料	施設・設備の処理能力に対する実際の稼働率
注3	一般会計繰入金	一般会計（税収入）から下水道事業会計に繰り入れられるお金。 総務省が定める基準に沿って繰り入れられる「基準内繰入金」と赤字補てんのための「基準外繰入金」がある。
注4	三原市人口 ビジョン	三原市の人口動向や将来推計、人口展望などをとりまとめたもの。 数値は第1期（平成27年10月策定）時点。
注5	有収水量	下水道使用料徴収の対象となる水量
注6	累積欠損金	ある事業年度で欠損（赤字）が生じ、前年度からの繰越利益剰余金（過去の年度の黒字額が積み立てられたもの）等でも埋め合わせすることができず複数年度にわたって累積した損失。
注7	減価償却費	固定資産（施設や機械）の購入代金を購入した年だけの費用として計上することなく、使用可能期間に応じ費用として計上すること。

